

宇和島税務署からのお知らせ

お忘れなく 春の確定申告

確定申告はもうお済みですか？

うっかり忘れて期限を過ぎると、本税のほかに加算税や延滞税を納めていただく場合がありますので、ご注意ください。

所得税の確定申告と納税は

3月15日（木）まで

個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は 4月 2日（月）まで

申告書は郵送等で提出しましょう。

インターネットで申告書を作成

国税庁のホームページでは所得税や個人事業者の消費税の確定申告書が簡単に作成できる【確定申告書等作成コーナー】を設けています。

A4サイズの普通紙に出力し添付書類とともに税務署へ提出してください。

また、「電子申告納税システム：e-Tax」や「税金相談：タックスアンサー（650項目収録）」など様々な情報を発信しています。

アクセスは国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

納税は振替制度のご利用を

所得税や個人事業者の消費税（地方消費税を含む）の納税の方法に、振替納税の制度があります。便利で安全な振替納税のご利用をお勧めします。

不明な点があれば、お気軽にお問合せください。

宇和島市堀端町1番38号 宇和島税務署

（代表）☎22-4511 （個人課税部門）☎22-7556

軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税の納付期限は5月1日（平成19年度）です。4月中旬に届く納税通知書により、鬼北町指定金融機関・鬼北町指定代理金融機関（えひめ南農業協同組合・伊予銀行・愛媛銀行）で納付してください。納付期限を過ぎると、納める税額の他に督促手数料も併せて納めていただくことになります。なお、軽自動車税は4月1日現在の登録名義人にその年度分が課税されます。

所有者の異動

軽自動車を所有されている方が鬼北町外に転出または死亡された場合は軽自動車の登録変更手続を行ってください。変更に関する手続先は町ナンバー（鬼北・広見・日吉）については、鬼北町役場税務課になりますので、ナンバーと印鑑を持参のうえご来庁ください。

県ナンバーについては最寄りの軽自動車協会へお問合せください。

【愛媛県軽自動車協会】☎089-975-7310

減 免

障害者の方が所有する軽自動車で特定の車両に対し、軽自動車税の減免制度があります。

障害者本人が所有（障害者本人の名義）し、通院・通学・生業のために、本人または家族、常時介護する者が運転する軽自動車に対し軽自動車税が減免になる場合があります。

ただし、障害の種類および等級により減免に該当しない場合もあります。なお、自動車税（普通車）の減免申請をされる場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

申請期間

平成19年4月17日（火）～4月24日（火）（土・日は除く）

持 参 品

身体障害者手帳、運転免許証、印鑑、納税通知書

本人の口座番号がわかるもの

【問合せ先】役場税務課 ☎45-1111（内線223）